

平成15年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業）

（1）介護保険制度の推進・定着のための支援事業

痴呆介護実務者研修カリキュラムの見直し事業

社会福祉法人 浴風会

高齢者痴呆介護研究・研修東京センター（報告書 A4 版 1 頁）

**事業目的**

現在、各都道府県において実施されている実務者研修は、痴呆介護一般について実施されているものであり、介護保険の理念である個別ケア、住み慣れた地域での自立した生活支援を目指した研修となっていない。

今後は、介護保険の理念の具体化である地域ケアを中心にした居宅ケアの更なる充実や、痴呆性高齢者グループホームの普及や小規模単位生活型の特別養護老人ホームの整備など、痴呆性高齢者の介護について、個人を支えるサービスの提供の多様性が求められることから、個別ケアを主眼においたカリキュラムの見直しを行った。

**事業概要**

「痴呆介護実務者研修カリキュラム見直し検討作業委員会」を設置し3回の委員会を実施した。委員会の下にワーキンググループ(WG)委員会を設置し5回のWG委員会を開催した。

1. 2つの委員会において、痴呆介護実務者研修の基礎課程ならびに専門課程のカリキュラム内容の見直しを行い、新しいカリキュラムを作成した。
2. 各都道府県ならびに政令指定都市の痴呆介護実務者研修の実施状況を、実施された研修資料を基に調査分析を行なった。
3. 以上の結果をまとめ、報告書を作成した。

**事業結果**

新しい研修カリキュラムは「痴呆介護実践者研修」と命名された。旧カリキュラムの基礎課程に相当するものは「実践者研修」、専門課程に相当するものは「実践リーダー研修」と命名された。「実践者研修」は4教科22単元であり、講義・演習が合計2430分、他施設実習1日と職場実習約4週間となった。「実践リーダー研修」は5教科23単元であり、講義・演習が合計3420分、他施設実習3日以上と職場実習約4週間となった。旧カリキュラムとの大きな相違点は、講義・演習時間が増加したことに加え、約4週間の職場実習が組み込まれたことである。これは、研修の成果を介護実践に結びつけることを狙ったものである。

**事業実施機関**

社会福祉法人 浴風会 高齢者痴呆介護研究・研修東京センター  
〒168-0071 東京都杉並区高井戸西 1-12-1 電話：03(3334)2173